

第23 無線通信補助設備

無線通信補助設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
使用区分・設備方式		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 漏洩同軸ケーブル、漏洩同軸ケーブルとこれに接続する空中線又は同軸ケーブルとこれに接続する空中線であること。 b 消防隊専用のものであること。ただし、警察の無線通信その他の用途と共用する場合は、消防隊相互の無線連絡に支障のないような措置が講じられていること。 c 周波数帯域は、150MHz帯又は消防長若しくは消防署長が指定する周波数帯であること。
無線機接続端子	設置場所等	目視及びスケール等を用いて確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 地上で消防隊が有効に活動できる場所及び中央管理室等常時人がいる場所に設けられていること。 b 床面又は地盤面からの高さが0.8m以上1.5m以下の位置に設けられていること。
	端子を収容する保護箱	目視及びスケール等を用いて確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 地上に設ける保護箱は、堅ろうでみだりに開閉できない構造とし、防塵及び防水のための適切な措置が講じられていること。 b 防錆加工を施した厚さがおおむね1.6mm以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度等を有するものであること。 c 保護箱内には、可とう性のある接続用同軸ケーブルを2m以上収容していること。 d 保護箱内の見易い位置に、最大許容入力、使用できる周波数帯及び注意事項が表示されていること。 e 保護箱の表面は、赤色に塗色され「消防隊専用無線機接続端子」と表示されていること。
	接続端子	目視及びスケール等を用いて確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a J I S C 5411のC O 1形コネクタに適合するものが設けられていること。 b 端子には、無反射抵抗器又はキャップが設けられていること。
増幅器	設置場所等	目視により確認する。	防火上有効な措置を講じた場所に設けられていること。
	構造・性能	目視により確認する。	適正であること。
混合分配器・混合器・分配器・分波器その他これらに類する器具	設置場所	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 点検に支障のない位置に設けられていること。 b 不燃性の材料で造られて耐熱効果のある箱内又は場所に設けられていること。
	挿入損失	目視により確認する。	挿入損失の少ないものが使用されていること。
	構造・性能	目視により確認する。	使用周波数帯域内において、電圧定在波比が1.5以下のものが設けられていること。
空中線・漏洩同軸ケーブル・同軸ケーブル	ケーブル等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 難燃性を有し、かつ、湿度により電気的特性が劣化しないものであること。 b 空中線は、耐食性を有するものであること。 c 同軸ケーブルは、J I S C 3501に規定する同軸ケーブル又はこれと同等以上の性能を有するものであること。 d 接栓用の同軸ケーブルは、可とう性を有するものであること。

	接 続	目視により確認する。	接続部分には、接栓が用いられ堅固に固定されており、かつ、防湿措置がなされていること。
工 事 方 法	設 置 位 置	目視により確認する。	運行、運搬及び避難上障害とならないように設けられていること。
	設 置 方 法	目視により確認する。	支持金具等で堅固に固定されていること。
	結 線	目視により確認する。	結線の方法は、適正であること。
	接 続 部 の 防 水 措 置	目視により確認する。	分配器、混合器、分波器その他これらに類する器具及び漏洩同軸ケーブル等の接続部には、防水上適切な措置が講じられていること。
	耐 熱 措 置	目視により確認する。	耐熱措置が、適正に講じられているか又は「無線通信補助設備の性能及び設置の基準の細目について」(昭和53年1月5日消防予第1号)に定める耐熱性を有する漏洩同軸ケーブル等であること。
	金属板等の影響の有無	目視により確認する。	金属板等により電波の輻射特性が低下することのないように設けられていること。

イ 機能試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
電 圧 定 在 波 比 の 測 定	無線機接続端子に電圧定在波比計及び信号発信機を接続し電圧定在波比を測定する。	電圧定在波比は、使用周波数において1.5以下であること。